「広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題」に対する 関西広域連合の考え方について

○ 執行機関の在り方

直接公選の長を持たない広域連合が、出先機関の移譲を受けることをどう考えるか。

- 緊急の対応を要する場合に迅速な意思決定を行う仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- 構成団体間の調整を適切に行う方策としてはどのようなものがあるか。
- 適切に内部管理を行うためにはどのような事務執行体制が必要となるか。

≪関西広域連合の考え方≫

- 現行の広域連合制度が、連合長の選挙について構成団体の長による間接選挙を認めていること、議院内閣制である国は直接公選の長を持たず、国出先機関の長も一般職の公務員であることから、直接公選の長を持たないことは、検討課題にはあたらないと考える。
- 関西広域連合はこれまでも、構成府県知事からなる広域連合委員会において、広域計画や予算・決算等、広域連合の重要事項に関する基本方針や、東日本大震災に対する被災地支援など、知事が直接顔を合わせ、忌憚なく議論するなかで意思決定を行っており、今後の利害調整においても十分機能しうる。
- さらに、国出先機関の事務・権限の移管に伴い、自らガバナンスを強化していく ことは構成団体の合意事項であり、例えば、理事会制の採用や、連合に常駐できな い連合長に代わり、一定の業務執行権限をもつ常勤の職を設置するなど、一層のガ バナンス強化について検討していく。

○ 議会の在り方

審議の充実を図るため、議会の組織や運営について、どのような取組方策が考えられるか。

- 執行機関同様、国出先機関の事務・権限の移管に伴い、議会機能を強化していく ことは構成団体の合意事項であり、その一部(常任委員会設置、議会事務局専任化 等)については、すでに着手済み。
- このほか審議の充実を図るため、定例会の開催頻度や会期設定の見直しについて 検討するほか、将来的には定数の見直しについても検討する。
- さらに、議員の参集負担を軽減するためウェブ会議の導入も検討したい。(理事会へのウェブ会議導入も同様)

○ 監査・透明性の確保

監査・透明性の確保の観点から、どのような仕組みが考えられるか。

• 移譲された事務の実施状況の評価はどのように考えるのか。

≪関西広域連合の考え方≫

- 広域連合は、民主的に選出される執行機関と議会を持ち、住民による直接請求制度を備えるほか、情報公開制度を導入するなど、現在の国出先機関よりも、はるかに民意を反映したガバナンスを有しており、透明性は確保されている。
- さらに、国出先機関の事務・権限の移管に伴い、監査委員の増員や包括外部監査 の導入、専任職員の配置などによる監査委員事務局の体制強化を検討していく。
- なお、事務事業評価制度については導入済であり、国制度との整合については協 議したい。

○ 組織の安定性、永続性

現行の広域連合制度において、解散や脱退は任意にはできないが、それで十分といえるか。

- 解散や脱退を制限することや、区域を法定することはできるか。
- 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限の取り扱いをどうするのか。
- 仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限に係る職員、財産、権利 義務関係をどうするのか。

≪関西広域連合の考え方≫

○ 広域連合からの脱退・解散には、全構成団体議会の議決と、関係行政機関の長(大臣)との協議の上で総務大臣の許可が必要であり、安定性・永続性は確保されている。

○ 出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応

広域連合の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることが原則だが、概ね一致する場合で も、移譲を進めることができるか。

• 仮に出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合には住民の利便性や行政の効率性が阻害される可能性があるが、その対策としてどのような措置を講じるのか。

≪関西広域連合の考え方≫

- 出先機関の管轄区域は機関によって異なり、何をもって「概ね一致する場合」と するかについても、経済や地勢など着目する要素によって異なるものと考えられる。 その中で、国が一方的に広域連合の区域が包摂すべき地域を定めることは疑問。
- なお、まだ参加していない奈良県の区域については、我々も奈良県とともに関西の広域行政に取り組みたいと考えており、引き続き参加を働きかけているところ。但し、片山前総務大臣からも「(奈良県の不参加は)致命的な欠陥にならない」との発言があり、①奈良県の区域に係る事務も直接広域連合に移管または委任、(②出先機関の管轄区域の変更)など、国出先機関の所管区域と広域連合の構成府県とのズレについては、テクニカルに解消する方法を見出すことは可能である。

○ 効果的・効率的な広域行政の推進

効果的・効率的な広域行政の推進のために、構成団体からの事務の持ち寄りを併せて進めることをどう考えるか。

≪関西広域連合の考え方≫

○ 関西広域連合は設立にあたり、「順次拡充する事務」について、「国から権限移譲を受けることを想定している事務に関連する府県・政令市の事務を広域連合に移管して実施する」ことで合意している。府県を超える行政課題に対応するための施策など、広域連合に持ち寄ることで、より効率的・効果的に実施できるものについては、広域連合へ持ち寄ることができないか既に検討しており、新たな検討課題にはならないと考えている。

○ 大規模災害時等の緊急時のオペレーション

東日本大震災や台風12号災害等における出先機関や広域連合の活動状況等を踏まえ、適切に 機能しうるオペレーションの仕組みについてどのような視点から検討すべきか。

≪関西広域連合の考え方≫

- 出先機関の仕事や組織を廃止すると言っているのではなく、出先機関の機能や人員、資機材をそのまま地方のガバナンスの下に置くことが基本。東日本大震災直後における道路復旧などの対応手法もそのまま引き継ぐことにより、移管後においても同様の対応は可能である。
- また、「本省-出先」の関係が、「国-地方公共団体」の関係となっても、国が広域連合に必要な「指示」を行うことで、緊急時の対応は可能である(関西広域連合は被災地支援においても実績あり)。現行の災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法にも規定があり、今回の震災でも十分機能したほか、自治体消防から精鋭を集めた緊急消防援助隊も、国の指示の下、被災地に派遣され、その能力を十分に発揮している。

○ 北海道、沖縄県の取扱い

一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとすることが適当ではないか。

(省略)

〇 事務区分

事務区分の在り方についてどのように考えるか。

- ◆ 自治事務と法定受託事務以外の類型がありうるか。
- 現行の法定受託事務のメルクマールについてどう考えるか。

- 事務区分については、現行の地方自治法の区分に基づくべき。機関委任事務の復活やこれに類する新たな事務区分の創設は、地方分権・地域主権に逆行するもので許容できない。
- 法定受託事務のメルクマールについても現行どおりとすべき。

- 移譲事務に係る国の関与(指示、同意、許可等)の在り方 移譲事務に係る国の関与の在り方についてどのように考えるか。
- 現行の国の関与のルールについてどう考えるか。

≪関西広域連合の考え方≫

○ 国の関与については、地方自治法の規定に沿って、地方の自主性・自立性を損な うことのないよう限定的・抑制的にすべき。

○ 並行権限行使

並行権限行使の在り方についてどのように考えるか。

• 並行権限を認める場合の判断基準をどのように考えるか。

≪関西広域連合の考え方≫

〇 並行権限行使については、地方自治法の規定や参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会附帯決議(平成11年7月8日)の趣旨に沿って、地方の自主性・自立性を損なうことのないよう、限定的・抑制的にすべき。

○ 移譲の例外となる事務・権限

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とされているが、移譲の例外と なる事務についてどのように考えるか。

- 移譲の例外を認めることで、地域主権戦略大綱で示された「(国出先機関の)事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにする」との改革の理念や「アクション・プラン」で決定した「丸ごと移管」の方針を損なってはならない。
- 〇 閣議決定された「アクション・プラン」では、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」としており、その方針を貫くべきであり、「国本来の役割」など例外のための類型を認めると、昨年秋の省庁自己仕分けを再現するだけと考える。

○ 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

個別作用法令に基づかない事務を移譲する場合には、どのような位置付けにするか。

≪関西広域連合の考え方≫

○ 法令に基づく事務・権限と同様に「丸ごと」移管が基本となる。その執行手続き や基準等についても地方自治法の規定に沿って、地方の自主性・自立性を損なうこ とのないよう、国の関与については限定的・抑制的にすべき。

○ 新たに必要となる事務の取扱い

新法制定や法改正によって新たに必要となる事務や、社会二一ズ等の変化を受けて作用法令によらず新たに対応が必要となる事務をどのように取り扱うか。

≪関西広域連合の考え方≫

○ 移管の際の整理と同様に判断することが基本。

○ 人員の移管

人員の移管の在り方についてどのように考えるか。

- 移譲される事務に係る職員の移管の方法、身分、処遇についてどう考えるか。
- 事務・権限の執行に必要な人材の専門性の維持についてどう考えるか。

- 移管されるまでの間、本来、国として行うべき組織・人員の見直しは必要であるが、移管の際には特別の人員削減は前提とせず、事務・権限とともに、組織・人員、財源を"丸ごと"受け入れる方針である。現在、「人材調整準備会合」における議論は休止状態だが、早急に具体的議論を進めるべき。
- 人員移管に係る関西広域連合の基本的な考え方については以下のとおり。
- 移管等が必要となる要員規模の決め方については、移管する事務・権限に国で要していた要員数がそのまま連合で必要となる要員数となる方向で検討すること。
- 移管方法、身分の取扱いについては、別に発令がない限りは、移管の日において 連合の職員となる方向で検討すること。なお、移管後において、事務運営の都合上、 国との人事交流を妨げるものではないこと。

給与を含む処遇上の取扱いについては、次の方向で検討。

< 職>

移管の前後において、職員が就く職の職務と責任は同等とする。

<給与等>

職員の身分が連合職員(地方公務員)になるため、給与、休暇、服務等の取扱い を連合の条例等で定めるとともに、共済については、国家公務員共済組合から地方 公務員共済組合の組合員となる。

<退職手当>

国・連合における勤務年数を通算の上、退職時における勤務官署において支給する。

- ・ 退職手当の負担等については、「国と広域連合が応分の負担をする」のではなく、 広域連合の負担が生じないこととすること。
- ・ 研修等については、移管の前後において、国・広域連合を通じて公務能率の維持・ 向上を図る観点から、研修、人事交流、人事記録の引き継ぎ等の必要な措置を実施 する方向で検討すること。

〇 財源

移譲される事務・権限の執行に必要な財源の確保についてどう考えるか。

≪関西広域連合の考え方≫

○ 移譲される事務・権限の執行に要する財源については、現行と同水準の行政サービスが維持できるよう、人件費を含め、国において必要な措置を講ずる必要があり、 その旨、法(又は基本方針)に明記すべき。